

教科研究センターにおけるUSBメモリ等外部記録媒体の利用規約

高知県情報セキュリティ基本方針及び高知県情報セキュリティ対策基準並びに個人情報等を含む電子データの適正な管理等の徹底について【平成23年8月5日付け23高総福第411号通知】（以下、「高知県情報セキュリティポリシー」という。）等に基づき、教科研究センターにおけるUSBメモリ等外部記録媒体（以下、「記録メディア」という。）の持込みについて、下記のとおり定める。

記

（使用可能な記録メディア）

1 教科研究センターにおいて来室者が利用できる記録メディアは、児童生徒の個人情報及び非開示情報等の職務に関わるデータを保存していないもので、次項以降に定める条件を満たし、利用規約に同意したものに限るものとする。

また、本規約を確認しなかったことに起因する直接または間接に生じた利用者の損害について、教科研究センターは、その内容、形態の如何に係わらず、一切の責任を負わないものとする。

（使用可能な記録メディアの形状等）

2 来室者が利用できる記録メディアは、教科研究センターの所有する機器でデータが読み込める形状のものとする。

（記録メディアのデータ等）

3 来室者が利用できる記録メディア内データの条件は、高知県情報セキュリティポリシー等に配慮した安全な利用ができるもので、次の各号のとおりとする。

- (1) 記録メディア内のデータは自宅や外部機関等においてウイルスチェックがされていること
- (2) 個人情報や著作権、肖像権等を侵害していないデータであること
- (3) 授業研究や教材作成等で活用するデータであること
- (4) データの内容がバックアップされていること
- (5) 記録メディア内は必要なデータのみであること

（使用における手続き等）

4 記録メディアを使用する手続き等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 来室者は、指導アドバイザーに持参した記録メディア使用の希望を申し出ること
- (2) 指導アドバイザーは専用の検査用機器でウイルスチェックを行うこと
- (3) 指導アドバイザーはウイルス等の感染を発見した際には、別紙「ウイルス拡大予防シート」に定める対応をとること

（専用の検査用機器と手順）

5 ウイルスチェックを行う専用の検査用機器の基本ソフト（OS）及びセキュリティーソフト等の更新は、所長の定める担当者（高知県情報セキュリティポリシーに定める「情報セキュリティ担当者」）が作成した別紙「ウイルスチェック作業マニュアル」に従い、開室前に指導アドバイザーが行うものとする。

（その他）

6 その他の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 指導アドバイザーは、情報セキュリティ担当者が作成した記録メディア利用の掲示物を、わかりやすい場所に掲示すること
- (2) 指導アドバイザーは、記録メディアの使用に伴い不測の事態が生じた場合は、所長の定める担当者に速やかに連絡すること

利用者は、記録メディアを利用する際、その都度、本規約の内容を確認するものとします。

本規約は平成25年4月1日より施行する。